

<p>第五項第五項の表第五十五の四十五の二第一号イ</p>	<p>第五項第五項の表第五十五の四十五の二第一号の項</p>	<p>第五項第五項の表第五十五の四十四第一項の項及び第五十五條の四十五の二の項</p>	<p>第五項第五項の表第五十五の四十四第一項の項及び第五十五條の四十五の二の項</p>	<p>第五項第五項の表第五十五の四十四第一項の項及び第五十五條の四十五の二の項</p>	<p>第五項第五項の表第五十五の四十四第一項の項及び第五十五條の四十五の二の項</p>
<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>(租税特別措置法)</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>租税特別措置法</p>
<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法)</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>

の項	<p>第五条第五項の表第百五十五條の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項</p>	<p>第五条第五項の表第百九十二條の二の項及び第百九十一條の二第二項の項</p>	<p>第五条第五項の表第百九十一條の二第三項の表第二項の項</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>租税特別措置法</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>適用の特例)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>	<p>(租税特別措置法) 第一条第一項(復興特別所得に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>
----	---	--	-----------------------------------	-------------------	-------------------	----------------	-------------------	---	---	--	---	--

<p>第五條第五項の表第二〇一條の二第三項の表第三項の項</p>	<p>租税特別措置法施行令</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令</p>
<p>第五條第六項</p>	<p>(租税特別措置法)</p>	<p>(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>
<p>第五條第十項</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得の額の合計額</p>
<p>第五條の二の三第二項</p>	<p>第九條の三の二第一項</p>	<p>第九條の三の二第一項及び特別措置法第二十八条第一項</p>
<p>第二十五條の十の十一第十二項</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額</p>
<p>又は同條第三項</p>	<p>又は同條第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第五項</p>	

<p>同上</p>	
<p>同上</p>	
<p>又は同條第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項</p>	

				第二十五条の 十三の八第二 十四項			第二十五条の 十の十三第十 六項							
の額	同項	所得税を	第三十七条の十 四の二第八項の	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
の額及び当該所得税の 額に係る復興特別所得 税の額の合計額	法第三十七条の十四の 二第八項	所得税及び復興特別所 得税を	第三十七条の十四の二 第八項及び特別措置法 第二十八条第一項の	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
				同上			又は第三十七条の十一 の六第七項及び特別措 置法第二十八条第一項 、第五項又は第六項							

				第二十五条の 十三の八第二 十一項			同上							
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
				同上			又は第三十七条の十一 の六第七項及び特別措 置法第二十八条第一項 又は第三項							

省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第二十五条の 第十七十二項 、第十六項及 び第十七項	第二十五条の 第十七十二項 、第十六項及 び第十七項			所得税
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	の額	同法第二百二十条 第一項	の規定の	所得税に係る	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	の額及び復興特別所得 税の額	所得税法第二百二十条第 一項	並びに特別措置法第十 七条及び第十八条の規 定の	所得税及び当該所得税 に係る復興特別所得税 に係る	所得税及び当該所得税 に係る復興特別所得税

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第二十五条の 第十七三十一 項	第二十五条の 第十七十七項			第二十五条の 第十七十二項 、第十五項及 び第十六項
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

災害被害者  
に対する租  
税の減免、  
徴収猶予等  
に関する法  
律の施行に  
関する政令  
(昭和二十  
二年政令第  
二百六十八  
号)

省 略	省 略	省 略		省 略	省 略			省 略	省 略	省 略	省 略	省 略		省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

															同 上
同 上	同 上	同 上		同 上	同 上			同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に關する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）																	
省略			省略			省略			省略			省略			省略		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上																
同上		同上		同上			同上		同上		同上			同上		
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

租税条約等  
の実施に伴  
う所得税法  
、法人税法

省略		省略			省略					第十七条第六 項	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第二十六条の十 四	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第二十六条の十四（こ れらの規定を復興特別 所得税に関する政令第 十条第三項において準 用する場合を含む。）	省略	省略	省略

同上		同上			同上					同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第二十六条の十四（こ れらの規定を復興特別 所得税に関する政令第 十条第一項において準 用する場合を含む。）	同上	同上	同上

及び地方税  
法の特例等  
に関する法  
律施行令（  
昭和六十二  
年政令第三  
百三十五号  
）

第三条第八項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第二十六条の十 四	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第二十六条の十四（こ れらの規定を復興特別 所得税に関する政令（ 平成二十四年政令第十 六号）第十条第三項に おいて準用する場合を 含む。）	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第二十六条の十四（こ れらの規定を復興特別 所得税に関する政令（ 平成二十四年政令第十 六号）第十条第一項に おいて準用する場合を 含む。）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

														国税通則法 施行令	
第四十一条第 二項第一号		省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
の徴収)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
の徴収) (特別措置法 第二十八条第八項にお いて準用する場合を含 む。)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

														同 上	
同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
の徴収) (特別措置法 第二十八条第五項にお いて準用する場合を含 む。)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

第九十七号 四十年政令 法人税法施行令(昭和)	第四百四十八条 第一項第一号	内国税の適 正な課税の 確保を図る ための国外 送金等に係 る調書の提 出等に関する 法律施行令 (平成九年 政令第三 百六十三号)	国税徴収法 (昭和三十 四年法律第 百四十七号)						
			省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第二百十二条の	所得税の額	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
第二百十二条及び東日 本大震災からの復興の	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上	同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

<p>第百四十八条 第一項第二号</p>	<p>所得税の額から</p>	<p>ための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の</p>
<p>第百四十八条 第二項</p>	<p>所得税の額を つき同法第二百十二条</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額を つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項</p>
<p>第百四十八条 第二項</p>	<p>所得税の額を 所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>
<p>第百四十八条 第三項の表第二項の項</p>	<p>法第六十九条の二第一項</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項</p>
<p>第百四十八条 第三項の表第二項の項</p>	<p>第百四十八条第一号</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の</p>

	<p>法第六十九条の二 第二項</p>	<p>第四百四十八条第二項第一号</p>	<p>(法)</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	<p>第二百二十二条の</p>
<p>適用の特例)の規定により読み替えて適用される第四百四十八条第二項第一号</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四百四十八条第二項第一号</p>	<p>(特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法</p>	<p>所得税の額及び復興特別所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>第二百二十二条及び特別措置法第二十八条第一項(源泉徴収義務等)</p>
<p>第四百四十八条第三項の表第三項の項</p>			<p>第四百五十五条の十八の二</p>	<p>第四百五十五条の三十六第一項第一号</p>		

<p>第百五十五条 の三十六第一 項第二号</p>	<p>所得税の額から</p>	<p>の</p>	<p>第百五十五条 の三十六第一 項第二号</p>	<p>所得税の額から つき同法第二百 十二条</p>	<p>所得税及び復興特別所 得税の額の合計額から つき同法第二百十二 条及び特別措置法第二十 八条第一項</p>	<p>第百五十五条 の三十六第一 項第二号</p>	<p>所得税の額を</p>	<p>所得税及び復興特別所 得税の額の合計額を</p>	<p>第百五十五条 の三十六第一 項第二号</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所 得税の額の合計額</p>	<p>第百五十五条 の三十六第二 項</p>	<p>法第八十一条の 十五の二第一項</p>	<p>特別措置法第三十三 条第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる法第八十一条の十 五の二第一項</p>	<p>第百五十五条 の三十六第三 項の表第二項 の項</p>	<p>第百五十五条の 三十六第二項第 一号</p>	<p>復興特別所得税に関す る政令第十三条第一項 （復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例）の規定に より読み替えて適用さ れる第百五十五条の三 十六第二項第一号</p>	<p>(法)</p>	<p>(特別措置法第三十三</p>
-----------------------------------	----------------	----------	-----------------------------------	------------------------------------	--	-----------------------------------	---------------	---------------------------------	-----------------------------------	--------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------	---	--	-----------------------------------	--	------------	-------------------

<p>第百五十五條</p>	<p>第百五十五條の四十五の二</p>	<p>第百五十五條の四十四第一項</p>	<p>第百五十五條の三十六第三項の表第三項の項</p>	<p>第百五十五條の三十六第二項第一号</p>	
<p>おける法</p>	<p>法</p>	<p>係る法</p>	<p>(法)</p>		
<p>おける特別措置法第三</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される法</p>	<p>係る特別措置法第三十三條第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される法</p>	<p>(特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法)</p>	<p>復興特別所得税に関する政令第十三條第一項の規定により読み替えて適用される第百五十五條の三十六第二項第一号</p>	<p>條第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される法</p>

<p>の四十五の二 第一号</p>	<p>第五百五十五条 の四十五の二 第一号イ</p>	<p>第五百五十五条 の四十五の二 第一号イ(1)及 び(2)</p>	<p>第九百九十二条 の二</p>	<p>第二百一条の 二第一項第一 号</p>
<p></p>	<p>第五百五十五条の 三十六第二項第 一号</p>	<p>第五百五十五条の 三十六第二項第 一号</p>	<p>第六十九条の二 第一項(一)とあ るのは、「」</p>	<p>所得税の額  第二百十二条の</p>
<p>十三条第一項の規定に より読み替えて適用さ れる法</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 (復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる第五百五十五条の三 十六第二項第一号)</p>	<p>復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え て適用される第五百十 五条の三十六第二項第 一号</p>	<p>法第六十九条の二第一 項(一)とあるのは、「 特別措置法第三十三条 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる法</p>	<p>所得税及び復興特別所 得税の額の合計額  第二百十二条及び特別</p>

<p>第二百一条の二 第二項第二号</p>	<p>所得税の額から</p>	<p>つき同法第二百 十二条</p>	<p>所得税の額を</p>	<p>所得税の額)</p>	<p>第二百一条の二 第二項</p>	<p>法第四百四十四 条の二の二第一項</p>	<p>第二百一条の二 第二項の表 第二項の項</p>	<p>第二百一条の二 第二項第一号</p>	<p>措置法第二十八条第一 項(源泉徴収義務等) の 所得税及び復興特別所 得税の額の合計額から つき同法第二百十二条 及び特別措置法第二十 八条第一項 所得税及び復興特別所 得税の額の合計額を 所得税及び復興特別所 得税の額の合計額) 特別措置法第三十三条 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる法第四百四十四條の 二の二第一項 復興特別所得税に關す る政令第十三条第一項 (復興特別所得税に係 る所得税法施行令等の 適用の特例)の規定に より読み替えて適用さ れる第二百一条の二第 二項第一号</p>
---------------------------	----------------	------------------------	---------------	---------------	------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------	---

	地方法人税 法施行令（ 平成二十六 年政令第百 三十九号）	第三条の二第 一項から第三 項まで	法 おける	法 おける	第二百一条の 二第三項の表 第三項の項	法第百四十四條 の二の二第一項	東日本大震災からの 復興のための施策を 実施するために必要 な財源の確保に關する 特別措置法（平成二十 三年法律第百十七号） 第十三条第一項の規 定により読み替えて 適用される	（特別措置法第三十三 条第一項の規定により 読み替えて適用され る法）	復興特別所得税に關 する政令第十三条第一 項の規定により読み 替えて適用される第 二百一条の二第二項 第一号	特別措置法第三十三 条第一項（復興特別 所得税に係る所得税 法の適用の特例等） の規定により読み替 えて適用される法第 百四十四條の二の二 第一項
第四条第三項	法	法	法	第二百一条の二 第二項第一号	法第百四十四條 の二の二第一項	東日本大震災からの 復興のための施策を 実施するために必要 な財源の確保に關する 特別措置法（平成二十 三年法律第百十七号） 第十三条第一項の規 定により読み替えて 適用される	法	復興特別所得税に關 する政令第十三条第一 項の規定により読み 替えて適用される第 二百一条の二第二項 第一号	特別措置法第三十三 条第一項（復興特別 所得税に係る所得税 法の適用の特例等） の規定により読み替 えて適用される法第 百四十四條の二の二 第一項	

地方税法施行令(昭和二十五年政		相統税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)		相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)										れる法		
省略		省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略		省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略		省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	れる法

同上		同上		同上											
同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第四十八条の九の二第四項	省略		第七條の十九第六項				第七條の十九第五項	第七條の十九第三項	省略
国税の	省略	、当該前年以前三年内の各年の国税の	同項に規定する道府県民税	が当該前年以前三年内の各年の国税の	に当該前年以前三年内の各年の国税の	の同項	から当該前年以前三年内の各年の国税の	国税の	省略
所得税法第九十五条第一項に規定する	省略	、当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する	第四項に規定する道府県民税	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する	に当該前年以前三年内の各年の同条第一項に規定する	の前項	から当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する	所得税法第九十五条第一項に規定する	省略

第四十八条の九の二第四項	同上							第七條の十九第三項	
国税の	同上							国税の	同上
所得税法第九十五条第一項に規定する	同上							所得税法第九十五条第一項に規定する	同上

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	省略	第四十八条の九の二第六項		第四十八条の九の二第七項			
	省略	から当該前年以前三年内の各年の国税の	同条第四項	に当該前年以前三年内の各年の国税の	各年の同項	が当該前年以前三年内の各年の国税の	同項に規定する道府県民税の控除余裕額は、同条第四項
省略	省略	から当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する	第七条の十九第四項	に当該前年以前三年内の各年の同法第九十五条第一項に規定する	各年の第七条の十九第四項	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する	第五項に規定する道府県民税の控除余裕額は、第七条の十九第四項
同上							
同上							
同上							
同上							

(平成八年 法律第九十 五号)	省略	民事再生法 (平成十一 年法律第二 百二十五号 )	省略	会社更生法 (平成十四 年法律第百 五十四号)	省略
	省略		省略		省略
	省略		省略		省略

2 法第三十三条第二項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法(昭和四十年法律第三十四号)	第四百四十四条	省略	省略
		同法第二百十五 条	所得税法第二百十五 条
		特例)	特例)又は特別措置法 第二十八条第七項
		省略	省略

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

2 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上
		その額	それらの額
		同法第二百十五 条	所得税法第二百十五 条
		同上	特例)又は特別措置法 第二十八条第四項
		同上	同上

租税特別措置法										法人税法施行令	
省略		省略		省略		省略		第五十五條の二十六第一項	第四百十條の二第一項第二号	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四百十條の二第一項	以外の所得税	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	復興特別所得税に関する政令第十三條第二項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えられた第四百十條の二第一項	以外の所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	省略	省略

同上										法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	
同上		同上		同上		同上		同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	所得税	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三條第二項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えられた第四百十條の二第一項	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	同上	同上

租税特別措置法施行令											
省略		第二十六条の十一第一項							省略		
省略	省略	法人税法施行令	次条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令	次条第一項及び特別措置法第二十八条第五項(第二号に係る部分に限る。)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上											
同上		同上							同上		
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	復興特別所得税に関する政令(平成二十四年政令第十六号)第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令	次条第一項及び特別措置法第二十八条第三項(第二号に係る部分に限る。)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令	省略							省略
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令	省略							省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

4 | 3 省略

法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十六條第三項又は第八十條の二第三項の規定の適用がある場合における第五條第二項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び所得税法第七十六條第三項に規定する集団投資信託の第十三條第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百條第四項（同令第三百六條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四條に規定する収益の分配に係る同條に規定する控除外国所得税の額のうち当該収益の分配につき同法第八十一條又は第二百十二條の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える金額（当該金額が支払を受けた当該集団投資信託の収益の分配に係る復興特別所得税の額を超える場合には、当該復興特別所得税の額）と」とする。

3 同上

同上	同上							同上
同上	同上							同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

附 則

この政令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項第三号の二の改正規定及び第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十三の八第二十一項」を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第十七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改める部分に限る。） 平成三十年四月一日

二 第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定 平成三十一年一月一日